

平成27年第6回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第6回総会

2・日時 平成27年6月1日(月) 午後15時00分～16時25分

3・場所 有田町 婦人の家 講習室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第35条の規定による許可申請について(3件)(内:所有権移転2件・賃貸借権1件)

議案第2号 平成26年度平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画(案)について

議案第4号 農業者との意見交換会について

その他

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長		○	庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第6回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。農繁期となり、田植え準備で忙しい時期となりました。

私は、5月28日～29日に東京で開催された全国農業委員会会長大会に出席しました。その際のスローガンを紹介しますと、

1. 農業・農村現場の実態に即した新たな農業委員会制度の確立を目指そう
2. TPP交渉に関する国会決議を遵守し、国益を確保しよう
3. 農地利用意向調査を徹底し、農地台帳整備と利用調整活動の強化を図ろう
4. 認定農業者等の担い手の確保・育成の取組みを推進しよう
5. 地域に根ざした政策提案活動に積極的に取り組もう
6. 東日本大震災からの復興と原発事故対策に万全の対応を図ろう
7. 農業者年金の加入推進活動を強化しよう

等です。

その日には、県選出の国会議員への陳情活動も行なってきました。私達の班は3名。現在の要望・希望をお願いしてきました。

このような政策を遂行していたら、自民党はもうなくなるぞと言ってきました。そんな状況で、今後がんばっていきたいと思います。

当初言いましたように、農繁期ですので、スムーズに本日の議事を終了したいと思います。

○事務局

只今の出席委員は14名中13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、5番、6番 委員にお願いします。

○議 長

続きまして、日程第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1番を議題といたします。
事務局より併せて説明をお願いします。

○事務局

今回より、資料の様式を変更させて頂いています。会長より、県農業委員会の様式に沿わせるほうが良いのではとの提案によります。
まず、1ページに申請内容を記載し、2ページから3ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。問題はありませんでした。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○12 番

筆西に隣接する〇〇は雑種地となっておりますが、道路ではないのですか。

○事務局

有田町の道路敷地（町道）です。町道として機能しておりまして、地目変更していない土地はよくあります。

○9 番

非農家が、何故畑（農地）を買収できるのですか。

○事務局

目的が宅地として利用する農地法第5条での申請なので、できます。地目変更の手続きは、農業委員会の許可後となります。

○議長

他に質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第5条1番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請2番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

4ページが申請内容で、5ページから8ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま。

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番

申請地は、〇〇地区にある農地です。住宅地内の農地であり、近くに学校もあることから、転用もやむを得ないと思います。

○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条2番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

9ページが申請内容で、10ページから12ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、別紙資料として事業計画書及び概要の説明書を添付しております。なお、コンビニ店舗ということにより、地元生産組合との協議も済んでおります。里道の利用や排水等についても特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。コンビニ跡横の農地ですが、ここを利用して再度コンビニが開店を予定されています。問題はないと思います。

○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○7 番

南寄りの三角形の農地は、どうなっていますか。

○事務局

適正に畑として管理されています。

○議長

質疑が終わりました。これから採決に移ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条3番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）を、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件については、毎年、年度当初に農業委員会の活動について計画し、年度末にその活動の点検評価をすることとされています。

4月の総会の折に、その素案を説明させて頂き、ご意見をお聞きし、町のホームページに掲載を1ヶ月行ない、意見の集約をさせて頂いたものが、お手元の資料となります。

丁度、任期途中ということもあり、5月の総会で素案についてお示ししていました。それでは、資料をご覧ください。

～資料の説明～

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○8番

認定農業者の条件があると思いますが、その内容を教えてください。

○事務局

手元に資料がありませんので、次回、皆様にお知らせします。

○8番

集落営農組織の設立条件として、規約への法人化を目的と記載することで、将来せざるを得なくなる恐れがあるのでは。

○事務局

現時点の状況を説明いたします。○○○地区は、5月30日に集落営農組織の法人化設立総会を開催し、6月上旬に法人登記される予定です。○○○地区は、6月中旬に法人化設立総会を開催予定です。○○○地区は、9月に法人化の予定です。○○○地区は平成28年度当初での法人化を計画され、現在、協議を進められています。同じように、大山地区の○○○集落も法人化を検討されています。

もし、○○○地区が法人化されますと、その中に抱合されている集落（有田及び曲川地区）の生産組合が、米・麦・大豆等の交付金支援対象者から除外されて、受けることができなくなります。

そこで、有田町ではそのような状況及び内容を生産組合長さん方に説明すると共に、集落営農組織の設立を検討していただくようお願いしています。但し、規約には法人化することを目標とすることが求められています。何時までにしなければならないということはありませんが、将来目標とすべきと規約に明記して欲しいのが国の要望です。

○8 番

営農組織の設立がないと、交付金を受け取れないことは判るが、法人化と規約に明示することが必要なのか。記載することで、将来しほりとなる恐れがないか心配だ。

○事務局

この件につきましては、再度、確認します。

なお、27年度案の2ページに、特定農業法人の目標案数を1としておりますが、別添資料にある定義から法人化を目指す集落営農組織とは別組織になります。特定農業法人として設立する見込みはありません。この数値を0に変更することで、承認をお願いします。

○9 番

委員さんの中に、農協の理事もいらっしゃるが、私は、営農組織の設立は農協が全体を取りまとめて進めるべきだと思います。たかだか、40集落程度の生産組合しかない町ではまとまるべきだと思う。農協としての考え方はどうでしょうか。

○3 番

私も、そのような考え方で良いと思います。機会があれば、理事会等でそのような趣旨の発言もしてみます。

○5 番

違反転用とは、その内容を教えてください。

○事務局

例えば、登記上の畑が畑でなくなったような状態です。現況が地目と違った形状になることで、雑木や樹木が繁茂し、作物を栽培することができない状態であることです。

よくあるのが、家を建てた後に駐車場を整備し、家を改装しようとしたら違反転用だったのでどうしたらよいのかという相談です。他には、相当前に転用許可を受けたにもかかわらず、登記漏れだった例です。そういう事例が多いので、最近では事務手続きの流れと完了証明を添付して法務局への登記まで終了していただくように案内文書を許可書に添付するようにしています。

○7 番

現況道路（県道）でも、個人敷地の農地のままの土地がありますが・・・。

○事務局

昔、町へ無償提供や地区で代金を個人へ支払った土地を、町道として改良舗装した例があります。そのような土地は、未登記の場合があります。県道の場合でも、昔は承諾書により工事を終了し、その後財産（土地及び管理）を町が引き継いだ道路で未登記物件があり、地目変更登記した経験があります。但し、現在は、所有権移転登記後にしか改良工事を行いません。

○議 長

質疑が終わりました。これから採決に移ります。議案第2号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、（案）を消してください。

それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

平成27年第6回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は7月1日（水）の予定です。

総会 16時25分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 5 番

署 名 6 番

書 記 木寺 正文